

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

すべてのアスベスト被害の救済と根絶を！

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

12月25日14時、2陣控訴審判決！

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣）は、去る8月23日結審し、12月25日14時に控訴審判決が言い渡されることが確定しました。

被害発生は、

国の重大な怠慢が原因

泉南地域には、戦前から小規模零細の石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後はわが国の重化学工業の高度成長を支えました。その一方で、戦前から工場労働者や

綿産業を保護、育成して、必要な規制や対策を長期に亘って怠ってきた国の重大な怠慢がありました。

今度こそ、控訴審で国の責任を明確にする判決を

周辺住民に石綿肺などの深刻な被害が発生しました。そこには、早くから深刻な被害発生や石綿の発がん性を良く知っていたながら、石

泉南アスベスト国賠訴訟は、2006年5月に1陣訴訟（被害者数26名）を提訴し、10年5月には、石綿被害に対して初めて国の責任を認める画期的な判決が出されましたが、11年8月、

政治の力で、いのちあるうちの救済を！

提訴以来7年間で、すでに11名の原告が救済を受けることなく亡くなっています。酸素吸入が手放せなくなっている原告や病状の悪化で苦しむ原告は多数に上っています。

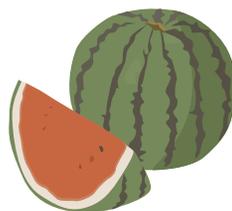
元からだに戻らなくとも、せめて「いのちあるうちの謝罪と救済を！」、原告ら全てのささやかな、しかし、切実な願いです。

私たちは、政治が原告らの願いを正面から受け止め、控訴審判決を機に早期の全面解決に向けて大きな力を発揮することを心より期待しています。



屈託もなく石綿製品を手に微笑む石綿労働者たち。この写真に示されるように、石綿の危険性や、ばく露防止の教育は行われませんでした。国は規制せず、これが泉南の石綿工場の普通の光景でした。

控訴審において、産業発展のためにはいのちや健康が犠牲になってもやむを得ないと言わんばかりの正義に反する不当判決が出されました。しかし、不当判決からわずか7ヶ月後の12年3月、2陣訴訟（被害者数33名）において、再び国の責任を認める大阪地裁判決が出されました。そして、いよいよ2陣訴訟の控訴審判決が、



泉南アスベスト国賠訴訟の勝訴を願い

59名の「弁護士共同アピール」と、公害・薬害・労災被害者アピールを本日発表

「泉南のアスベスト被害は人ごととは思えない」と、著名な弁護士による共同アピールと、公害・薬害・労働災害の被害者団体代表の連名アピールが発表されました。以下は、被害者団体の代表たちによる連名のアピール全文です。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣大阪高裁）

公正な判決を求める公害・薬害・労災被害者共同アピール

私たちは、公害、薬害、労災（アスベスト・じん肺）の被害者です。

泉南アスベスト国賠訴訟（2陣大阪高裁）でも、裁判所がどのような判断をされるのか、我がことのように心配しています。アスベストによって、呼吸をするための大事な器官である肺が侵される苦しみを聞いたたびに、自分たちが味わった痛みや不安と重なり、胸が痛みます。

2006年の提訴から7年の間、原告たちはひたすら苦しみを訴え続けてきました。しかし、本当の苦しみを理解してもらうのはとても難しいことです。息のできない苦しさは傍で見ていた家族でも、実際に自分が体験（発病）して初めてわかるほどであり、生きている限り進行形で痛みが増す生き地獄です。

何をしても苦しい、眠ることも食べることもできない。いつも苦しいの言葉しかない毎を送りながら、原告たちは「自分は何のために生きてきたのか」とくり返し考えます。

生きるために、家族のために働いてきたことを後悔はしないけれど、他の仕事を選ぶ選択肢がなかったことを思うと、差し迫る死の恐怖より、こんな死を迎えなければならないことが悔しいのです。

これまで日本の、いくつもの公害などによる理不尽な被害を受けた者は、皆、社会の底辺で働きながらこの国を支えてきました。皆、選択肢の少ない、または選択の余地のない中で働き生きてきたのです。

公害や薬害、アスベストやじん肺などの労災は、一度発病するとその根治のための治療法がありません。四大公害といわれる新潟水俣病・四日市ぜんそく・イタイイタイ病・熊本水俣病の被害者も「こんな痛みが待っていることを知っていたら」と思わない日はなかったはずで

す。しかし、被害者たちにそれを避ける選択肢がどれほどあったのでしょうか。この世の中には、汚い水溜りを避けて通れる人と、避けることができずに浸かってしまう人がいるのです。

泉南アスベスト国賠訴訟は、劣悪な労働条件でも生きるために働かざるを得なかった原告たちが、命の重さを問うものであり、高度成長を遂げたわが国の負の遺産として目をそむけてはならない被害です。

裁判所は、そのような被害に苦しむ原告の最後の頼みの綱です。今、身動きもならない原告が思うのは、「こんな痛みは自分だけで終りにしてほしい」と、自分の痛みが何の意味もないもので終わらせたくないとの思いです。

誰もがたった一度の人生を幸福に生きる権利を有し、それを奪うことは許されたいはずで

す。私たち全国の公害、薬害、労災（アスベスト・じん肺）の被害者は、裁判所が、本来国民のいのちと健康を守るべき国の誤りを正し、公正な判決を下されることを期待し、信じています。

2013年8月23日